



島根県報

令和5年4月28日（金）

第 4 0 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 (高 齢 者 福 祉 課) 2

廃止の届出

県営土地改良事業計画の決定 (農 村 整 備 課) 2

県営土地改良事業計画の変更 (") 3

換地計画書の縦覧 (") 3

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件） (") 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 7

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の (中 小 企 業 課) 7

変更の届出

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 8

【特定調達公告】

空港用ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の実施 (港 湾 空 港 課) 9

水産練習船「神海丸」令和5年度定期検査工事及び一般修繕工事に係る随意契 (学 校 企 画 課) 11

約の相手方等

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 (") 12

料の額の一部改正

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第47号）

- 1 規則の概要
貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.4パーセント」を「0.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 アイ・コン サルタント	短期入所生活介護	サンライズ北山	出雲市東林木町373番地	令和5年4月30日
	介護予防短期入所 生活介護			

島根県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
山辺大堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
堤田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大吉田地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市黒井田町字油坪1868-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第324号

令和4年島根県告示第808号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市久利町久利字赤城1742	木田 糸十 胡麻田 亀吉 静間 兼造

島根県告示第325号

令和5年島根県告示第23号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市久利町行恒茶臼山579	安藤 勝一 石田 幸作 揖野 敏正 岡田 重太郎 岡田 情二郎 岡田 常吉 金子 フキ 釜田 ツモ 釜田 マサ

	川上 文太郎 熊谷 文吉 島林 佐二郎 塚谷 貞治郎 林 万四郎 松田 金造 松本 紋吉 三代 清太郎 三代 彌太郎 森山 増吉 山下 ツ子 和田 春吉
大田市久利町行恒茶白山580-39	宮重 照子 薬師寺 美保子

島根県告示第326号

令和5年島根県告示第35号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市久手町羽根西駄飼山2391、2409	矢田 金藏
大田市久手町羽根西駄飼山2392、2408	渡辺 林作
大田市久手町羽根西駄飼山2393、2394、2399	川上 和吉
大田市久手町羽根西駄飼山2395	岡田 寛
大田市久手町羽根西駄飼山2396	有馬 泰造
大田市久手町羽根西駄飼山2400	三谷 辰治郎
大田市久手町羽根西駄飼山2407	岡田 林右衛門
大田市久手町羽根西暮石2437-4	渡辺 勇
大田市久手町羽根西鹿路2509-2	竹下 弘史
大田市久手町羽根西石路ヶ端2550-2	小谷 廣市
大田市久手町羽根西久手2715-1	岩野 吉五郎 岡田 関市 川上 直十 田中 米五郎 知野見 卯市 中島 フサノ 村岸 春二郎

	渡辺 小一郎
大田市久手町羽根西魚見2716	岩谷 庄市 岡田 嘉十 小原 ヨシ 坂根 岩吉 田辺 新之助 三谷 岩吉 宮脇 菊吉 山内 吉太郎 山尾 清二郎 吉田 保二郎

島根県告示第327号

令和5年島根県告示第59号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市久手町刺鹿仕明2362-17	渡辺 安
大田市久手町刺鹿仕明2362-18	有馬 常吉
大田市久手町刺鹿2362-18	安藤 由五郎 岩谷 米市 生越 和市 生越 信四郎 生越 濱助 生越 利七 中村 格太郎
大田市久手町刺鹿仕明2362-22	渡辺 千代重
大田市久手町刺鹿塩焼2363-8	久手町仕明自治会
大田市久手町刺鹿塩焼2398-1	和田 覚藏
大田市久手町刺鹿畑ノ空2947-21、2947-23	和田 幸吉
大田市久手町刺鹿笹原2968-12、2968-13、2968-14、2968-15	和田 栄造
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-26	有馬 安市
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-47	坂根 實徳
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-53	岩崎 照子
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-63	坂根 作市
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-64	有馬 幸男
大田市久手町刺鹿大休ミ3009-66	和田 金藏

大田市久手町刺鹿大休ミ3009-70

和田 松二郎

島根県告示第328号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖湖南加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	鈴木 信輝	
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	新井 慎一	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	岡本 龍二	令和5年2月19日退店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	

フリー (株)	東京都渋谷区鶯谷町2-3	三嶋 敬	
松井 (株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(株)メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株)コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有)ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株)ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
(株)メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株)スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	鈴木 信輝	
JR西日本山陰開発(株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	新井 慎一	
(有)平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株)ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	令和5年2月1日 代表者変更
(有)カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株)コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス(株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	
(株)ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	
フリー (株)	東京都渋谷区鶯谷町2-3	三嶋 敬	
松井 (株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(株)メルティングポット	大阪府大阪市北区中崎西2-2-1	田中 哲人	住所錯誤

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年4月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市加茂町南加茂687番2、687番11、703番14、703番15、703番18、1143番2、1143番3、1147番2、1150番1、679番1、1144番、1145番、1146番2、679番2

面積 12,434.07平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方952番地5

雲南市土地開発公社

理事長 吉山 治

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年4月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用ロータリー除雪車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月31日（日）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-11 出雲空港管理事務所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5 車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年5月12日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年5月12日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年5月12日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年6月12日（月）午前9時から同月13日（火）午後4時まで（同月12日午後5時から同月13日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年6月13日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年6月13日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月14日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 X Rotary Snow Plow for Airport use

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. June 12, 2023 to 4 : 00 p.m. June 13, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. June 13, 2023

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on June 13, 2023)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年4月28日

島根県教育委員会教育長 野津 建二

1 件名及び数量

水産練習船「神海丸」令和5年度定期検査工事及び一般修繕工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 鈴木 正己 宮城県石巻市西浜町1番地2

5 随意契約に係る契約金額

112,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年5月1日から施行する。

令和5年4月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

出産に係る経費の項中「76,000円」を「78,000円」に改める。

遺伝子腫瘍パネル検査料の項中「165,000円」を「242,000円」に、「110,000円」を「165,000円」に改める。

脳ドックの項の次に次の1項を加える。

人間ドックオプション検査料

腫瘍マーカー検査

PSA 1回につき 2,200円

CA125 1回につき 2,200円

CA15-3 1回につき 2,200円

CEA 1回につき 2,200円

CA19-9 1回につき 2,200円

AFP 1回につき 2,200円

2の腫瘍マーカー 1回につき 4,114円

3の腫瘍マーカー 1回につき 4,774円

4以上の腫瘍マーカー 1回につき 5,940円

子宮がん検査

子宮頸がん検査 1回につき 3,300円

子宮体がん検査 1回につき 5,720円

HPV検査 1回につき 4,400円

乳がん検査 1回につき 5,500円

脳検査 1回につき 19,800円

肺がん検査 1回につき 9,900円

心臓・血管検査

大血管CT 1回につき 9,900円

BNP検査 1回につき 2,200円

胸部CT及び大血管CT 1回につき 16,500円

甲状腺機能検査 1回につき 3,850円

肝機能検査 1回につき 2,200円

口腔ケア用ジェル使用料の項の次に次の1項を加える。

口腔洗浄用シリンジ使用料 1本につき 90円

先進医療料の項を削る。